

【ポイント】

① 手間なし不動産運営

② 後継ぎ遺贈型受益者連続信託を使って、2代先の受取人を指定する事が出来た。

F様はご主人が亡くなり、賃貸マンションを相続したが、マンションの事はご主人が全て行っており、F様は関わっていなかった為、不動産業者とのやり取りに困っていた。また物件も築20年を超えていた為、修繕する箇所が多く、修繕の度に数十万円～数百万円かかり、収益が出ない時もあった。またF様は物件を子供3人に相続させたいと考えていたが、仮に長女が亡くなると長女のご主人が相続し、長男、次男との共有になる為、どのようにしたらよいか悩んでいた。

⇒今回信託することで、

F様に代わって**スターツ信託が不動産経営のすべてを担う事**で、安心して不動産運営を任せる事が出来た。
また信託機能を使って、長女が亡くなったら、その権利を長男・次男が受け継ぐ契約とし、F様の望みを叶える事が出来た。

